新型コロナワクチン 特例臨時接種の終了について

現在無料で実施している新型コロナワクチンの 特例臨時接種は、令和6年3月31日で終了とな ります。

- ※3月31日は日曜日のため、市内医療機関では接種を実施しない予定です。
- ※使用しなかった予診票は4月1日以降は使用できません。

令和6年4月以降の接種について

令和6年4月以降の新型コロナワクチン接種は、年齢等により「定期接種」 あるいは「任意接種」となり、有料での接種となります。詳細が決まりましたら、市ホームページ等でお知らせします。

◆定期接種

「65歳以上の方」および「60~64歳で対象となる方(※)」には、新型コロナの重症化予防を目的として、<u>秋冬に定期接種</u>(法に基づく接種)が行われ、費用は一部自己負担となります(公費助成額は未定)。

(※) 60~64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方。

◆任意接種

定期接種対象者以外で接種をご希望の方は、任意接種として全額自費で接種ができます。

◆使用ワクチン

流行の主流であるウイルスの状況等を参考に国において検討中です。

<問い合わせ先> 稲敷市健康増進課 電話 029-840-5170 月~金曜日(祝日除く) 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分